

改正内容

インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物

安衛法による表示対象物、
特定化学物質の管理第2類物質・
特別管理物質になりました

有害性・用途

主な有害性	用途例
インジウム化合物	
発がん性：リン化インジウムは国際がん研究機関(IARC)の区分2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)、インジウム・スズ酸化物はラットを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 吸入による肺の重篤な障害：ヒトの間質性肺炎等(死亡例あり)	薄型ディスプレイ等の透明電極材料、化合物半導体
コバルト及びその無機化合物	
発がん性：コバルトと炭化タングステンとの合金はIARC区分2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)、その他金属コバルト及びコバルト化合物はIARC区分2B(ヒトに対する発がん性が疑われる) 皮膚感作性：アレルギー性接触皮膚炎 呼吸器感作性：気管支ぜんそく等 吸入による肺の重篤な障害：間質性肺炎、肺機能異常等	磁性材料、特殊鋼、超硬工具、触媒、陶磁器の顔料、リチウムイオン2次電池の電極

国際がん研究機関(IARC): 国連の世界保健機関(WHO)の外部組織

表示・通知対象物としての規制

容器・包装への表示(ラベル)

安衛法第57条、安衛令第18条等

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

- * 主として一般消費者が生活で使用するためのものは除外します。
- * 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉じん、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。
- * 平成25年1月1日から義務化。平成25年1月1日時点で既に存在する物については、平成25年6月30日までは猶予。

表示事項

- | | | | |
|-----------------|--------|------------|---------------|
| ①名称 | ②成分 | ③人体に及ぼす影響 | ④貯蔵または取扱い上の注意 |
| ⑤表示者の氏名、住所、電話番号 | ⑥注意喚起語 | ⑦安定性および反応性 | ⑧標章 |

文書(SDS)による通知

安衛法第57条の2、安衛令第18条の2、別表第9等

譲渡・提供の際に文書の交付などによる対象物についての通知が必要となるインジウム化合物の範囲が、重量の1%以上含有するものから0.1%以上含有するものに拡大されました。

- * 金属インジウム、コバルト及びその無機化合物については、通知対象物の範囲に変更ありません。
- * 主として一般消費者が生活で使用するためのものは除外します。
- * 平成25年4月1日から義務化。平成25年1月1日時点で既に存在する物については、平成25年6月30日までは猶予。

通知事項

- | | | | |
|---------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| ①名称 | ②成分及びその含有量 | ③物理的および化学的性質 | ④人体に及ぼす作用 |
| ⑤貯蔵または取扱い上の注意 | ⑥事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 | ⑦通知者の名称、住所、電話番号 | ⑧危険性または有害性の要約 |
| ⑨適用される法令 | ⑩その他 | ⑦安定性および反応性 | |

特定化学物質としての規制

規制対象の範囲

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、これらを**重量の1%**を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います)を製造し、または取り扱う**作業全般**が規制の対象になります(下記適用除外作業を除く)。

適用除外作業 (特化則第2条の2)

- コバルト及びその無機化合物を**触媒として**取り扱う作業
 - *コバルト及びその無機化合物の触媒そのものを製造する作業は適用除外となりません。
 - *[容器・包装への表示]については適用除外となりません。

以下のような、労働者の身体が当該物質の粉じん等にはばく露されるおそれがない作業は、取り扱い作業に該当せず、対象となりません。

- ・インジウム化合物等を電極とする液晶パネルを用いて電機製品を組み立てる作業
- ・コバルトを含有する合金をプレス成型(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成型したものを単に組み立てる作業
- ・コバルトを含有する合金を素材とする工具を通常的使用方法により用いて、他の金属等の加工等を行う作業
- ・塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させて乾燥させた製品を、湿度検知のために使用する作業

発散抑制措置

特化則第5、7、8、9、29、30、32、33、34の2、35条、
安衛則第86、88条、別表第7

対象物の製造・取扱い作業全般について、対象物から発散する粉じん、ヒューム等に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じる必要があります。

1 対象物の粉じん、ヒューム等が発散する屋内作業場での発散抑制措置 (特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設けるなど労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

2 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること (特化則第7、8条)
(局所排気装置の性能は、インジウム化合物は制御風速として1.0m/s、コバルト及びその無機化合物は抑制濃度として0.02mg/m³)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと (特化則第29、30、32、33、34の2、35条)
- ③ 設置計画の届け出 (安衛則第86、88条、別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出ること)

3 除じん装置の設置 (特化則第9条)

対象物の粉じんを含有する気体を排出する、製造設備の排気筒、屋内作業場の局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること

* 平成26年1月1日から義務化。ただし、平成25年1月1日～平成25年12月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成25年3月31日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。